

官報

号外 昭和四十五年三月十二日

○第六十三回 衆議院会議録 第九号

昭和四十五年三月十二日(木曜日)

議事日程 第七号

午後二時開議

第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時開議

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

議員田川誠一君から、三月十八日より三十一日まで十四日間、議員大橋武夫君、同木部佳昭君、同中馬辰猪君、同長谷川峻君、同福永一臣君及び同箕輪登君から、三月二十八日より四月四日まで八日間、議員河村勝君から、三月二十八日より四月五日まで九日間、議員松本忠助君から、三月二十八日より四月八日まで十二日間、議員橋兼次郎君及び同日野吉夫君から、三月二十八日より四月九日まで十三日間、右いづれも海外旅行のため請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案

昭和四十五年三月十二日 衆議院会議録第九号 議員請假の件 租税特別措置法の一部を改正する法律案外二案について福田大蔵大臣の趣旨説明

について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、及び法人税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、本年一月税制調査会から提出された「昭和四十一年度の税制改正に関する答申」に基づき検討を重ねた結果、昭和四十一年度の税制改正においては、最近における国民の税負担の状況にかんがみ、給与所得者を中心とする中小所得者の負担軽減を主眼として、平年度約三千五十億円にのぼる大幅な所得税の減税を行なう一方、当面の経済社会情勢に即応して、法人税の負担を引き上げることともに、利子・配当課税の特例について漸進的な改善合理化措置を講ずるほか、企業体质の強化、中小企業対策、公害防止、過密過疎対策等に資するため所要の措置を講じ、あわせて既存の租税特別措置について整理合理化をはかることといたしますのであります。

初めに、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

その二は、中小企業対策のための措置であります。

その三は、過密過疎対策に資するための措置であります。

その四是、中小企業の貸し倒れ引当金の特例等、中小企業に関する課税の特例の適用期限を延長することといたしております。

その五は、情報化の促進に資するための措置であります。

その六は、基础資源の開発を促進するための措置であります。

その七は、石油開発投資損失準備金制度を創設するともに、採鉱準備金及び新鉱床採鉱費の特別控除制度の適用期限を延長することといたしております。

その八は、中小法人の所得のうち年三百万円以下の部分の税負担につきましては、特に現状のまま据え置くことといたしております。

第二は、利子・配当課税の特例について、国民の貯蓄態度に与える心理的影響をも考慮して、漸進的な改善合理化の措置を講ずることといたしておるのであります。

第三は、利子課税につきましては、定期預金その他の資産性の強い預金等の利子について源泉分離選

押課税制度を創設し、他方、普通預金等要求払い預金の利子については、新たに申告不要制度を創設するとといたしておるのであります。

次に、配当課税につきましては、利子課税の改正に見合った措置を講ずるほか、配当控除率につきまして、一定の電子計算機につきまして特別控除制度を創設するほか、電子計算機買い戻し損

失準備金の積み立て限度額を引き上げることとい

たしております。

そのほか、住宅府蓄控除制度等の住宅対策のための措置、株式売買損失準備金制度、試験研究費の特別税額控除制度及び民間外貨債の利子の非課税措置等について適用期限を延長することとしたとしております。

第四は、既存の特別措置につきまして、実情に応じた整理合理化を行なうことであります。

すなわち、特別措置のうち、すでにその政策目的を果たしたと認められるもの、または政策手段として期待された効果をあげていないと認められるものにつきましては、その適用期限の到来とともにこれを廃止することいたしております。

以上のはか、相続財産を譲渡した場合の譲渡所得の計算方法を合理化する等所要の規定の整備をはかることいたしております。

次に、所得税法の一部を改正する法律案につきましては、その大要を御説明申し上げます。

まず、中小所得者の所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこといたしておりますのであります。すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現在の十七万円から十八万円に引き上げられることと相なるのであります。

次に、給与所得者の給与所得控除を拡充することいたしております。すなわち、その控除率を引き上げるとともに適用範囲も拡大し、十万円の定額控除後の給与の収入金額百万円までは二〇%、二百萬円までは一〇%、四百万円までは五%を控除することいたしておるのであります。

さらに、税率につきましては、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかる見地から、税率の所得者層の区分の大額な緩和を行なうことと刻みとその適用区分の大額な緩和を行なうことと

いたしております。

以上のほか、障害者控除等の特別な人的控除の引上げを行なうとともに、医療費控除についても、医療費控除について見ると、給与所得者の場合の課税最低限は、五人世帯で約百万円、事業所得者では七十五万円にすぎず、中でも事業

額一千万円以下の部分の控除率を一〇%、同じく一千円をこえる部分については五%に引き下げることといたしておりますが、これに因する経過措置は、さきに述べました租税特別措置法の改正案に織り込んでおるのであります。

最後に、法人税法の一部を改正する法律案につきましては、中小法人の税負担の軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げるほか、同族会社の範囲の縮減簡素化、完成工事補償引当金制度の創設、中間申告書の提出不要限度額の引き上げ等所要の規定の整備合理化をはかることいたしております。

以上、三法案の趣旨について御説明申し上げた次第であります。(拍手)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○謹長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

阿部助哉君。

【阿部助哉君登壇】

○阿部助哉君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました租税特別措置法の一部改正に関する質問を行なうことを願います。順次これを許します。

税金がいかに不公平に取り立てられているか、だれの目にもはつきりわかるのが利子・配当優遇措置であります。政府は、勤労大衆の期待に反し

て、またぞろ悪名高い利子・配当に対する特別措置の延長を提案してきました。

まず、配当控除制度について見ると、給与所得者の場合の課税最低限は、五人世帯で約百万円、事業所得者では七十五万円にすぎず、中でも事業

所得の課税最低限は、生活保護世帯が受ける給付額それですであります。このよくなきわめて低い課税最低限を労働者に押しつけ、生計費に食い込む課税を強行しておりながら、配当所得のみにい課税最低限を労働者に押しつけ、生計費に食い込む課税を強行しておりながら、配当所得のみに

よつて生活する者には、四十四年度の約二百八十万円からさらに大きくなり引き上げられまして、三百五万円までびた一文所得税がかかるないのであります。

さらに、利子・配当の分離課税制度についても、五年間にわたる長期延長を提案しました。いかに膨大な利子・配当所得があるうとも、税率二〇%ですべて終わりということあります。

一例をあげると、元大臣をやられたある著名な実業家の持株は、四千五百八十三万五千株、この会社の配当率は四十四年三月期は四〇%であります。したがって、配当所得約十三億円と推計されるのであります。もし、総合課税ならば、九億円以上の所得税を課税されます。ところが、この制度のおかげで二億六千万円、わざわざ三分の一であり、減税額は実に六億数千万にのぼるのあります。このように、世界の近代民主国家に例を見ない野蛮な制度が四十七年間も、延長に延長を重ねて生き続けておるのであります。

一方、現行所得税法の最低税率は一〇%であり、新制中学や高校を終えたばかりの、選挙権さえまだ持たぬ多くの若い労働者が、この税率で課税されておるのであります。所得税の累進制は完全に破壊されておるではありませんか。しかも、これは単に量的な計算上の不公平だけではなく、不労所得者には重く、労働所得には軽くといふことが、この不公平の原則をさか立ちさせ、一握りの金持ちのためにのみ存在する政府

ん。(拍手)

総理は、提案を撤回し、進んで、一、利子・配当特別措置をやめる。二、労働所得には軽く、不労所得には重い税法につくりかえる。三、高度な累進所得税法を打ち立て租税民主主義の回復につとめる御意思があるかどうか、お伺いしたいのであります。

なお、この特別措置の存在理由に關して、大蔵省主税局では、財蓄増進の目的を果たしていないと否定的見解を持つておると聞いております。從来、大蔵委員会における論議などによつて、貯蓄とは無関係だという点で一致した見解に達していると思ふが、総理は御存じないのか。参議院予算委員会で、「税の公平」という原則に反するが、貯蓄をふやすためだなどと、かびのはえた論法で弁解しておるではありますか。貯蓄といふものは、可処分所得があえる場合に、これまでふえましたが、わが国のように可処分所得の貧弱な国情で貯蓄がふえているのは、一口で言えは、皮肉にも、政府に対する勤労大衆の不信にほかなりません。すなわち、病気、老後の生活、子供の教育などに關しまして、政府の保障が劣悪である

から、生計費に食い込む貯蓄を行なつてゐるのが現実であります。総理はこの実情を認識しているかどうか、承りたいであります。

従来、税制改正にあたつて、大蔵当局の投げかけた原案を、税調が政府に打ち返しまして政府案になるといったルールであったものが、今回は、そろそろこれが政府案にまとめられた。つまり金融、証券業界の圧力が、かねて四〇%の分離課税を考えておった大蔵省案をやみに葬つてしまつた

という、この不明朗きわまるいきさつを総理はどういうにお考えになり、責任を感じておるかを承りたいであります。

このように税体系を乱し、利潤の費用化を促す特別措置は、本法の規定に限らず、法人税などに多數見られるであります。

一例を引当金制度にとるならば、引当金制度は、その性格から見て、かりに全額費用として実際に支出されましても、それを積み立てた企業は減税をもたらすものであります。減価償却制度と並んで利潤の過小表示による合法的脱税を許すものであります。労働者の賃上げ抑制や独占価格の引き上げの口実をつくり出す制度でもあります。さらに、年々引き当て額が累増し、実際に支出がない場合、利潤費用化による減税額の年々の増加をもたらし、合法的な恒常的脱税装置となるのであります。

その代表的な例をあげますれば、銀行の貸し倒れ引当金であります。大蔵省作成の資料によりますと、全国銀行の貸し出し額は、昭和三十五年上期七兆七千億、それが四十四年度上期には四・二倍増の三十二兆四千億に達しておるのであります。この貸し出し額の増加に伴って、貸し倒れ引当金もまた一千六百六十一億円から六千五百三十億円と、法人税法の積み立て限度額をこえて、約四倍に増加をいたしております。ところが、十四年上期の実際の貸し倒れ額は、貸し付け額のわずかの〇・一%強、四百十一億円にすぎない。過去十四年間の数字に目を通してみても、貸し倒れ額が貸し付け額の〇・一%をこえたことは一回も、これないのであります。貸し倒れ引当て額については法人税法、政令で貸し出し額の千分の十五までを認めるところになつております。銀行はこの千分の十五の限度をこえて積み立てを行なつており、四十四年下期について試算をいたしており、実際に五千五百億円にのぼる利潤が隠蔽されると、実に四千億円の利益が課税対象からはずされるというごまかしが行なわれているわけであります。

そこでお尋ねをいたしたい。このように不正な、不公正な引当金制度は廃止してはどうか。百歩譲って、引当金制度を続けるといたしまして、現行の引当金は貸し倒れそのものの実態に即して大幅に制限すべきではないか。(拍手)なおま

た、引き当て限度額は租税法律主義によって本法に明文化すべきだと思ひますが、総理の御所見を承りたいのであります。

私は、以上二つの具体例をあげて総理の所信をいたしましたが、この二つは租税の特別措置が持つ不公平かつ不公正を典型的に示すものであつて、ほとんどすべての特別措置についても言い得るところであります。私は、昨年二月、この本会議場において、同様の案件に関して総理に質問を行ないました。その際、租税の特別措置をめぐる問題点を網羅的に提起いたしましたが、残念ながら、満足な答弁を得ることができませんでした。

今日企業は、ことに巨大企業は、会計制度に極力利潤の費用化方式を取り入れ、国家権力をフルに活用し、とどまるところを知らぬ利潤の拡大、急速な資本の蓄積に狂奔いたしております。政府はみずからつくり上げた税体系を、元も子もないほどにくずし去るような特別措置を固守し、新設して、提案をしております。これはどう考へても、

国民全体に奉仕する政府の態度ではありません。

エコノミックアニマルと呼ばれる國の、巨大独占

資本にのみ存在する政府といわれても、弁解の余地がないではありませんか。(拍手)

総理は、前通常国会において、私に対する答弁

で、租税の特別措置は既得権化するか、あるいは

また慢性化しやすい、ややともすればそのような

おそれがあること考へ、制度は流動的にその改廢を常に検討しなければならない、と答弁されており

ます。この慢性化既得権化の問題についてお尋ね

をいたしましたが、これを見ておきますと、社会

保障費は実質低下であり、予算額に比例しまことに

遺憾であります。結果は、国民の要求が無視さ

れ、反面、防衛費は、国民世論を無視して年々増

加を強行し、さらに今後も増加を強行しようとしていると思うのであります。このことは国民大衆、特に低所得者の生活に食い込む重税を強要し、これらの国民階層の希望しない支出が増大す

るということは、國民不在の最たるものといわざるを得ないと思うのであります。

施政演説では自画自賛、大いにこれを誇つてお

りますけれども、総理が、税制の問題になりま

す。

私は、日本社会党を代表して、た

だいま趣旨説明のありました、所得税法、法人税法の一部を改正する法律案について、佐藤總理並びに大蔵大臣に質問をいたし、その所信をたださ

んとするものであります。(拍手)

わが党は、従来、所得税、法人税、その他租税につきまして、国民の生活を圧迫しないよう

に、均衡のとれた負担になるようつとめてまいっ

たところであります。

たところであります。

昭和四十四年の勤労者世帯の生計費は、総理府統計局の調査によりましても、百十萬円をこえておりまして、四十五年はさらに景気刺激の予算

おりまして、政府みずからが物価の上昇を宣伝してお

るのありますから、百二十萬円をこえることは確実なものと推定をいたします。

今回の所得税法改正案は、この点の政策上の配慮が欠けているため、低所得課税対象者は、実質四十一年を上回り、生活費に食い込む重税となることは明らかであります。このよくな低所得者の

扣税力を無視し、負担の均衡について国民生活の

実態を軽視したものであり、再考を求めるべき考

えますが、総理の所信をお尋ねいたしたいのであります。

今後におきましても、総合課税の原則に帰する

ことを基本的方向としながら、国民の貯蓄の動向

が、ややともすればそのようなま申し上げるような態度で、改善をはかったもの

でござります。

利子・配当の課税についても、ただいま申し上

げたような趣旨におきましても、所要の改正を行

なつたものであります。

今後におきましても、総合課税の原則に帰する

ことを基本的方向としながら、国民の貯蓄の動向

が、ややともすればそのようなま申し上げるよ

うな態度で、改善をはかったものでござります。

次に、銀行の貸し倒れ引当金に対する課税が、特に金融機関において有利であり過ぎるとの御指摘であります。銀行の貸し倒れ引当金の繰り入れ率は、一般的に貸し倒れの実情から見て、かなり高い水準になつており、それだけ課税が甘くなつてゐるという意見もあるよう見受けられま

すので、税制調査会にも御検討願い、十分検討してみたいと、かように考へております。

以上、簡単なお答えをいたしましたが、残余の

問題につきましては、委員会等におきまして十分

に御審議をいただきたいと思います。(拍手)

○議長(船田中君) 美濃政市君。

〔美濃政市君登壇〕

○美濃政市君 私は、日本社会党を代表して、た

だいま趣旨説明のありました、所得税法、法人税

法の一部を改正する法律案について、佐藤總理並

びに大蔵大臣に質問をいたし、その所信をたださ

んとするものであります。(拍手)

わが党は、従来、所得税、法人税、その他租税につきまして、国民の生活を圧迫しないよう

に、均衡のとれた負担になるようつとめてまいっ

たところであります。

先進諸国の法人税率は、現在、大体五%あります。わが国では、昭四十一年に不況対策として法人税率を大幅に緩和し、現行は地方税を含めて四〇%ときわめて低率であります。今回の改正案で二%を引き上げても、四二%と低率であり、不況を回復し、工業の生産は今日世界第二位となつた現在、あるいは国際收支も好転した現在、法人税率は先進諸国並みに引き上げ、国民の税負担の均衡をはかるとともに、あわせてインフレ防止の効果とすべきであります。

第三は、企業の交際費、接待費についてであります。昭和四十三年度の国税庁の調査によりまして、総額七千八百億円が支出されており、昭和四十五年度においては一兆円と予想されておるであります。物価高騰の一大要因をなしておるといわねばならないと思ひます。さらに、この支出を通じて供應に該当する行為の疑いもあり、あるいは綱紀の紊乱の発生源との疑いも持てるのであります。したがつて、この支出については最低限度を明確にして、これを超過したもの、特に、政治資金に該当する支出も一部見受けられるのでありますから、これらの全額を損金不算入の措置をとり、課税の対象とすべきであると思ひます。このことは、現況の社会秩序の亂れを回復し、その健全化をはかるためには、総理大臣は、道徳教育を公言する前に実行しなければならない重要な政策課題であると考えるのであります。

以上の点について、総理大臣の所信を承りたいと考える次第であります。(拍手)

次に、今回の改正案の具体的な問題点につきまして、二、三大蔵大臣にお尋ねをいたします。

すでに申し上げましたとおり、改正案の課税最低限と基準生活費には大幅な格差がついておることであります。国民の担税力の限界を緩和することは、人間尊重の基本であり、さらに、税に対する国民の合意を得る基本と考えます。したがつて、税率の緩和よりも、課税最低限の引き上げをばかり、引き続き実行すべきであると考えるのであり

ます。

次に、税制度の考え方と態度についてであります。

今回の改正案は、きわめて客観的に判断して、

國民生活の実態把握に欠けていると思うのであります。

たとえば、生活費と課税最低限との均衡に

ついても最大の努力を払わず、減税目標の範囲で

多少でも緩和すれば國民は喜びなさい、こういう姿勢であり、当然引き上げるべき法人税について

は、すでに申し上げましたとおり消極的であります。租税につきましても、國民の負担の実態把握についてはきわめて不十分なものがあり、抜本的な均衡対策ではなく、現象のみにとらわれた認識で判断されていると考えられます。國民の租税力を客観的に評価し、財源確保のために手段を選ばずといった、税法にあぐらをかいた

權力的取扱行為が行なわれていると思うのであります。現在市町村の自主財源の多くは、農地、宅地等の固定資産税であります。しかるに、地方財政に対する國民の大きな負担を無視して、公開の

権力的取扱行為が行なわれたとき、どう取り

なわれた場合、また、勤労者についても、給与外

の所得のある場合には、確定申告の義務提出を求

め、通例は申告を行なわないこととなつております。

租税につきましても、勤労者についても、給与外

の所得者についても、自主申告のたま

えから、その実態に基づいて申告をする権利があ

ると考えます。

以上の二点の申告が行なわれたとき、どう取り扱う方針であるのか、この際大臣の明快なる御答弁を期待して、私の質問を終ります。(拍手)

[内閣総理大臣佐藤榮作君登壇]

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしま

す。

税は、もちろん軽く、公平でなければならぬ

い、これらの点は、先ほど阿部君からもお尋ねが

あつたと思います。しかし、その公平の原則が、

一方で、ある政策目標、これを達するためには調和をとるといふ、そういうことも必要でございま

す。このよろんな点について、詳しくは大蔵大臣からお答えすることにいたします。

次に、法人税についての税率の引き上げ方が過

小だとか、法人税の今後の方針についてどうする

かといふよろんなお話をありましたので、お答えを

いたします。

法人税の税率引き上げについてでありますが、

今回の改定は、過去における法人税率改定の経過

を、主要諸外国の法人税率の水準を考慮し、さら

に、現下の財政経済事情を総合的に判断して決定

したものであり、必要にして妥当な改定である

は、公社宅あるいは持ち家等との間に異常な格差が発生しておることは御存じのとおりであります。実質生活費が課税最低限を上回っている者は、その実額の控除を要求する権利があると考えます。

特に、憲法第二十五条との関連においても、実態を無視して、一方的に税法で拘束することは間違いであると考えますが、この点いかようにお考えになりますか。

國民から確定申告で実質生活費の控除申告が行なわれた場合、また、勤労者についても、給与外の所得のある場合には、確定申告の義務提出を求

め、通例は申告を行なわないこととなつております。

租税につきましても、勤労者についても、給与外

の所得者についても、自主申告のたま

えから、その実態に基づいて申告をする権利があ

ると考えます。

以上、お答えをいたします。(拍手)

○國務大臣(福田赳氏君登壇)

まず、課税最低限が非常に大事だ、税率引き下げもあらうことながら、下層の所得者の対策を重視すべしという御意見でござりますが、まことに

御意見としては私もそのとおりに考えます。

しかし、この税率改定が過去十三年間も行なわれなかつたわけであります。その結果、まあ子供がやつと一人できました、二人できましたといふ

いわゆる中堅階層、この方々の負担が非常に重くなつてきておる。いわゆるサラリーマン課税問題、そういう背景から出ているのだろうと思いま

す。そういうことに着目いたしまして、今回は課税最低限の引き上げ、これもいたしますけれども、同時に税率の調整もいたしまして、これら中堅階層の生活の安定をはかるという考え方を打ち出したわけであります。しかし、今後なお、これらの方の問題は、将来の問題としてさらに検討をいたしたいと、かように考えます。

課税最低限につきまして、標準生活費とどういふ関連をとつたのかというお話をございますが、もう生活がいかにあるべきかということは、これは

はそのときの経済情勢によることだと思います。

しかし、百二十万円課税最低限というのは、これは

国際水準からいましてまさに妥当な水準である。

大体近代先進諸国の水準に来たものであるとい

ものとは考えておりません。

最後に、給与所得者のたゞいまの源泉徴収制度を申告納税に改めたらどうだと、こういふお話をございますが、そういうことも理論上考えられないわけではございませんけれども、実際問題といいますと、これは非常に繁雑な納税制度になるわけであります。今日のような源泉制度、そして一定の控除を設けるというこの行き方、これは私は、国にとりまして、まだ納税者にとりましても、非常に当を得た妥当な考え方である、かよう考へましたとして、これを改正するという考え方を持っています。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 築作

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
第五条第三項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。
5 第三項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における

る時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第五条第二項の次に次の二項を加える。

3 政府は、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は土地の定着物を出資の目的として、公団に追加して出資することができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

理由

新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に政府が土地又は土地の定着物を出資の目的として追加して出資することができるとしての必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長福井勇君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔福井勇君登壇〕

○福井勇君 ただいま議題となりました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港公団に対して、政府が土地または土地の定着物を追加して出資することができることとし、土地または土地の定着物が出資された場合における空港公団の資本金に關する規定、出資の目的とする土地等の評価に関する規定その他関係規定を整備しようとするものであります。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

本法案は、二月十七日当委員会に付託され、二月二十日運輸大臣より提案理由の説明を聽取し

慎重審議を行ない、三月六日質疑を終了いたしましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、三月十日討論に入りましたところ、日

本社会党を代表して内藤委員から反対の意見が述べられ、自由民主党、公明党、民社党の三党を代表して、宇田委員から賛成の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和四十五年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 築作

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) 採決いたしました。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進めらるることを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議あ

りませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

第一條第一項中「首都圏の近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近畿圏の近郊整備計画」を「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯整備計画その他の計画」に、「及び近畿圏」を「近畿圏及び中部圏」に改める。

第二條第一項中「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画」又は「首都圏都市開発区域整備計画」に改め、同条第二項中「近郊整備区域建設計画」又は「都市開発区域建設計画」を「近畿圏近郊整備区域建設計画」又は「近畿圏都市開発区域建設計画」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律で「中部圏都市整備区域建設計画」とは「中部圏都市開発区域建設計画」とは、中部圏

の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第二百二号）第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した建設計画で、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定された区域（政令で定める区域を除く。）に係るものをいう。

第三条第一項中「近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近郊整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画若しくは首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏近郊整備区域建設計画若しくは近畿圏都市開発区域建設計画又は中部圏都市整備区域建設計画若しくは中部圏都市開発区域建設計画に、「近郊整備地帯整備計画又は近郊整備区域建設計画」を「首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏都市開発区域建設計画又は中部圏都市開発区域建設計画」に改める。

第五条第四項中「及び近畿圏整備長官」を「近畿圏整備官及び中部圏開発整備長官」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国と財政上の特別措置に関する法律第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国と財政上の特別措置については、なお従前の例による。

第三条第一項第十三号の五及び第十二条第十六号中「及び近畿圏」を「近畿圏及び中部圏」に改める。

理由

中部圏の建設の促進に資するため、首都圏及び近畿圏の場合に準じて関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（船田中君） 委員長の報告を求めます。地方行政委員長皆太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船田中君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（船田中君） 本日は、これにて散会いたしました。

午後二時五十分散会

一、昨一日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 伊藤卯四郎君（理事麻生良方君去る十日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任及び補欠選任）

○議長（船田中君） 採決いたします。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

採決いたしました。

（理事補欠選任）

一、去る十日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 麻生 良方君（理事今澄勇君去る十日

通信委員

辞任

安宅 常彦君

柳田 秀一君

安宅 秀一君

柳田 秀一君

安宅 常彦君

建設委員	辞任 北山 愛郎君	補欠 井上 普方君	補欠 久保 三郎君	通信委員	辞任 安宅 常彦君	補欠 古寺 宏君	山口 鶴男君	宮井 泰良君	
予算委員	辞任 不破 今澄 河村 江崎 奥野 井上 伊藤惣助丸君 北側 渡辺 浦井 岡沢 河村 江崎 奥野 井上 伊藤惣助丸君 武三君 洋君	哲三君 勇君 勝君 真澄君 誠亮君 普方君 勇君 義一君 完治君 太郎君 勇君 勝君 義一君 完治君 武三君 洋君	補欠 井上 普方君	補欠 羽田 孜君	古内 広雄君	古内 広雄君	竹本 孫一君	松尾 紹也君	
法務委員	辞任 西村 麻生 西村 荘一君 西村 華山 桑名 西村 舞子 西村 勝君 西村 完治君	西村 繁一君 完治君 義治君 繁一君 勇君 勝君 勇君 勝君	補欠 河村 岡沢 渡辺 浦井 岡沢 河村 岡沢	哲三君 勇君 勝君 真澄君 誠亮君 普方君 勇君 勝君 義一君 完治君 太郎君 勇君 勝君 義一君 完治君 武三君 洋君	細谷 治嘉君 武彦君 正吉君 勇君 勝君 紹也君 勇君 勝君	古内 広雄君 孜君	羽田 孜君	羽田 孜君	羽田 孜君
地方行政委員	辞任 西村 麻生 西村 荘一君 西村 華山 桑名 西村 舞子 西村 勝君 西村 完治君	西村 繁一君 完治君 義治君 繁一君 勇君 勝君 勇君 勝君	補欠 河村 岡沢 渡辺 浦井 岡沢 河村 岡沢	哲三君 勇君 勝君 真澄君 誠亮君 普方君 勇君 勝君 義一君 完治君 太郎君 勇君 勝君 義一君 完治君 武三君 洋君	細谷 治嘉君 武彦君 正吉君 勇君 勝君 紹也君 勇君 勝君	古内 広雄君 孜君	羽田 孜君	羽田 孜君	羽田 孜君
大蔵委員	辞任 西村 麻生 西村 荘一君 西村 華山 桑名 西村 舞子 西村 勝君 西村 完治君	西村 繁一君 完治君 義治君 繁一君 勇君 勝君 勇君 勝君	補欠 河村 岡沢 渡辺 浦井 岡沢 河村 岡沢	哲三君 勇君 勝君 真澄君 誠亮君 普方君 勇君 勝君 義一君 完治君 太郎君 勇君 勝君 義一君 完治君 武三君 洋君	細谷 治嘉君 武彦君 正吉君 勇君 勝君 紹也君 勇君 勝君	古内 広雄君 孜君	羽田 孜君	羽田 孜君	羽田 孜君
（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（理事補欠選任）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	
一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十一日、科学技術振興対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	
員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	（法律案付託）	（法律案付託）	（法律案付託）	（法律案付託）	（法律案付託）	（法律案付託）	
（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）	（特別委員辞任及び補欠選任）	（農地法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号））	（農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第三〇号））	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	
科科学技術振興対策特別委員	科科学技術振興対策特別委員	科科学技術振興対策特別委員	（農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号））	（農地法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号））	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	
産業公害対策特別委員	産業公害対策特別委員	産業公害対策特別委員	（農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号））	（農地法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号））	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	
交通安全対策特別委員	交通安全対策特別委員	交通安全対策特別委員	（農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号））	（農地法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十九号））	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	（社会労働委員会 付託）	
（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	
一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	
國民生活センター法案	國民生活センター法案	國民生活センター法案	國民生活センター法案	國民生活センター法案	國民生活センター法案	國民生活センター法案	國民生活センター法案	國民生活センター法案	
心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	心身障害者福祉協会法案	
船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	船員法の一部を改正する法律案	
地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	
（議案受領）	（議案受領）	（議案受領）	（議案受領）	（議案受領）	（議案受領）	（議案受領）	（議案受領）	（議案受領）	
一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	
（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）	
（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	（議案提出）	

昭和四十三年度政府関係機関決算書

決算委員会 付託

一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)(予) 商工委員会 付託

一、昨十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

心身障害者福祉協会法案(内閣提出第六九号)

社会労働委員会 付託

情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣提出第七四号)

商工委員会 付託

一、昨十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(予)

戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(予)

以上二件 法務委員会 付託

(一) 議案の可決理由
本案は、新東京国際空港の建設に資するため、妥当な措置と認めこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

(二) 運輸委員長 福井 勇
衆議院議長 船田 中殿

(三) 議案の要旨及び目的
本案は、中部圏の都市整備区域および都市開発区域の建設計画の円滑な推進を図るために、首都圏および近畿圏の場合に準じて関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を講じようとする法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(一) 議案の可決理由
中部圏の建設の促進に資するため、国が首都圏および近畿圏の場合に準じて関係地方公共団体に対して財政上の特別措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。
右報告する。

(二) 昭和四十五年三月十二日 地方行政委員長 菅 太郎
衆議院議長 船田 中殿

(三) 議案の要旨及び目的
本案は、中部圏の建設計画の円滑な推進を図るために、首都圏および近畿圏の場合に準じて関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を講じようとする法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(一) 議案の要旨及び目的
本案は、新東京国際空港の建設に資するため、新東京国際空港に対しても、政府が現物出資を行なうことができるとしているので、主な内容は次のとおりである。

1 政府は必要があると認めるときは、土地又は土地の定着物を出資の目的として、新東京国際空港公司に追加して出資することができるものとし、公団はその出資額により資本金を増加するものとすること。

2 出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とすること。

3 評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定めるものとすること。

(一) 国の負担割合の特例
中部圏建設計画に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業で、住宅、道路、下水道、教育施設および厚生施設等の整備に要する経費に係る関係町村に対する国への負担または補助の割合を、これらの事業に